

静岡県耐震診断補強相談士認定制度要綱

第1 目的

この要綱は、既存木造住宅の耐震補強を促進することにより、地震に対して多数の者の安全及び市街地の防災安全性の確保を図ることを目的に、静岡県内の既存木造住宅についてわが家の専門家診断事業を行うため、静岡県耐震診断補強相談士（以下「相談士」という。）を認定する。

第2 定義

- (1) この要綱において「相談士」とは、知事の認定を受け、わが家の専門家診断を行う者をいう。
- (2) この要綱において「わが家の専門家診断事業」とは、既存木造住宅に静岡県耐震補強相談士を派遣し、耐震診断及び補強相談を実施する事業をいう。

第3 相談士の認定等

- (1) 知事は、次に掲げる要件の各号に該当する者で、静岡県の主催する静岡県耐震診断補強相談士養成講習会又はそれと同等であると認められる講習会等を受講した者を、相談士として認定する。
 - ア 静岡県内在住または在勤の者
 - イ 建築士法（昭和25年法律第202号以下「法」という。）による建築士又は木造住宅の施工（大工）に係る7年以上の実務の経験を有する者
- (2) 知事は、相談士として認定したときは、台帳に登載の上、登録証（様式第1号）を交付する。また、台帳を基に登録者名簿を作成し、県及び市町の窓口等で公開する。
- (3) 知事は、必要に応じて登録証の更新を行う。

第4 認定の申請等

- (1) 相談士として認定を受けようとする者は、認定申請書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。
- (2) 登録証の更新を受けようとする相談士は、第3(1)の講習会を受講の上、登録証更新申請書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。
- (3) 紛失等により、登録証の再発行を受けようとする相談士は、登録証再発行申請書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

第5 相談士の有効期限

相談士の有効期限は、登録した日から5年を経過した日の属する年度の末日までとする。

第6 相談士の任務

- (1) 相談士は、静岡県内の各市町の派遣によって、県内の既存木造住宅のわが家の専門家診断事業を行い、その結果を当該市町に報告する。
- (2) 相談士は、わが家の専門家診断事業実施中は、常時、登録証を携帯するものとする。

第7 相談士の責務

- (1) わが家の専門家診断事業の際に知り得た家屋の情報や調査した資料等を他に漏らし
てはならない。
- (2) 相談士であることを自覚し、公序良俗に反することなく謙虚に誠意を持って対応し、
業務を履行すること。
- (3) 相談士は、前項に違背しない範囲において、既存木造住宅の耐震化の促進に努める
こと。

第8 登録事項の変更

相談士は、登録事項に変更があったときは、遅滞なく変更届（様式第3号）を知事に提出しなければならない。ただし、第4(2)の登録証更新申請書の提出の際、登録証更新申請書にその旨を記載したときは、変更届を提出したものとみなす。

第9 認定の取消し

知事は、第3の認定を受けた者が次のいずれかに該当したときは、認定を取り消すことができる。

- ア 法による建築士でなくなったとき
- イ 各市町から業務受託後、業務の不履行、又は期間の遅延、若しくは現地調査や相談業務等に不都合があったとき
- ウ その他第7の定める事項に反し、知事が不相当と認めたとき

第10 その他

この要綱に定めるもののほか、相談士に関しての必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年7月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。